

令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務
- (2) 業務の目的 県民に対し県の施策情報、注意・啓発を伝えるため、県政広報に関するテレビスポットCMの素材を制作する。
- (3) 業務の内容 別紙1 令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 予算額 金3,267千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

年度	予算額
令和6年度	1,089千円
令和7年度	1,089千円
令和8年度	1,089千円

なお、令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）の審査項目のうち、価格点における1テーマ当たりの予算額は99,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 提案の募集方法及び募集期間

- (1) 募集方法 公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）による
- (2) 募集期間 令和5年12月18日（月）から同月28日（木）まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年12月25日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (4) 本件調達の公告日から本件業務に係る提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

4 応募手続

(1) 提出先及び問合せ先

鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課報道担当
 所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
 電話番号 0857-26-7754 ファクシミリ 0857-26-8122
 電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
 所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
 電話番号 0857-26-7431

(3) 実施要領等の交付

令和5年12月18日(月)から同月28日(木)までの間にインターネットのとりネット鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>) から入手すること。

(4) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を表明する者は、令和5年12月28日(木)午後5時までに、参加申込書(様式1)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を(1)の場所のファクシミリ又は電子メールに提出するとともに、提出後は(1)の場所に電話連絡を行うこと。

(5) 提案書等の提出

本プロポーザル参加者は、(4)の参加申込書等の提出後、次の提出物を任意様式により作成し、令和6年1月26日(金)午後5時までに持参又は郵便等の方法により(1)の場所に提出すること。

なお、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務の内書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

提出物	提出部数
① 提案書 ・別紙2及び別紙3を元に、15秒のテレビスポットCMの絵コンテを作成すること。※2テーマ分それぞれ作成すること。 ・デザインのねらいや意図を記載すること。 ・画面ごとのナレーション原稿を記載すること。 ・鳥取県のテレビスポットCM(鳥取県、島根県の共同テレビスポットCM)であることがわかるようにすること。	4部 正本(1部)及び 副本(3部)
② 会社概要・担当デザイナーの体制・令和元年度以降の業務実績	4部
③ 見積書 ・1テーマ当たりの単価が分かるように記載すること。	1部

また、別紙2及び別紙3は本プロポーザルに係る提案書等を作成するための課題としてのテーマであり、契約締結後に実際の業務においては、別途発注者がテーマを受注者に対し提示の上、作成依頼を行う。

(6) 提案書等の無効及び失格

3の参加資格のない者が提出した提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。また、審査員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

(7) 著作権の取り扱い

ア 6において最優秀参加者として選定された参加者の提案書等に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、参加者に帰属するものとする。

イ 6において最優秀参加者として選定されなかった参加者の提案書等に係る著作権は、参加者に帰属する。

ウ 発注者は参加者に対して、提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(8) 提案書等の取り扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 発注者に提出された書類はイの鳥取県情報公開条例に規定する非開示情報第2条第2項に該当するものを除き、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(9) 提案書等作成に関する質疑応答

提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和6年1月17日（水）午後5時までに（1）の場所に電子メールにより提出することとし、原則として訪問、電話、郵便等又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。（任意様式）

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務について」と記載すること。

また、質問及び回答については、令和6年1月22日（月）午後5時までにインターネットのとりネット鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>）で公開する。

5 審査会の設置

(1) 提案書等を審査するため、「令和6～8年度テレビスポットCM素材制作業務プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は提案書等の内容を評価し、順位を決定するものとする。なお、参加者によるプレゼンテーションは、実施しない。

(3) 審査会は3名以上の審査員で構成し、鳥取県職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

6 審査要領

(1) 審査方法

別に定める審査要領に基づいて審査を行う。

(2) 選定方法

(1) による得点が最も高い者を最優秀参加者として選定する。なお、最優秀参加者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、審査会による協議の日から14日以内に文書で参加者全員に通知するとともに、その概要をインターネットのとりネット鳥取県政策戦略本部政策戦略局広報課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>) にて公表する。

イ 通知の審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最高順位の参加者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

なお、ホームページに掲載する審査結果もすべての参加者の順位及び得点とするが、参加者名については、最高順位の参加者名のみとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約の締結

6の(2)により最優秀参加者として選定された者と契約締結について、再度調整及び協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、調整及び協議が不調のときは、6の(2)により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の調整及び協議を行なう。

また、本プロポーザルは調整及び協議後に徴取する見積書に記載した1テーマ当たりの単価(税抜)による単価契約であり、仕様書の5に示す契約期間全体の放送テーマ予定数量は最低数量を保証するものではないので注意すること。

(2) 暴力団の排除

契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受注者は違約金として7の(1)において徴取する見積書に記載した1テーマ当たりの単価に仕様書の5に示す契約期間全体の放送テーマ予定数量を乗じて得た額の合計金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(以下「支払予定総額」という。)の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア)暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している

者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) 契約保証金

契約者は、契約保証金として支払予定総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第113条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 本プロポーザル参加報酬

本プロポーザルへの参加報酬として、提案書等を提出した参加者には1者当たり10,000円を支払う。ただし、6の(2)により最優秀参加者として選定された者を除く。

9 全体スケジュール(予定)

(1) 令和5年12月18日(月) 公募開始

(2) 令和5年12月25日(月) 入札資格書類提出期限

(3) 令和5年12月28日(木) 参加申込書提出期限

(4) 令和6年1月17日(水) 提案書等作成に関する質問期限

(5) 令和6年1月26日(金) 提案書提出期限

(6) 令和6年2月6日(火) プロポーザル審査会実施

(7) 審査会による協議の日から14日以内 審査結果の通知・契約協議開始